

民事調停のすすめ

民事調停については、ほとんど利用したことがないという会員も多いのではないのでしょうか。しかし、東京簡裁における民事調停は、昨今の機能強化に向けた取り組みにより、弁護士が関わる手続として見た場合にも、非常に有効な紛争解決手段の一つとなっています。今回の特集では、民事調停について、有効な活用法、手続上の注意点、調停の実際などとともに、その魅力について、実際に東京簡裁で民事調停に関わられている裁判官、調停委員、書記官の皆様から大いに語っていただきました。

(西川達也、小峯健介、志賀晃、吉川拓威、森下智徳)

CONTENTS

- はじめに 2 頁
- 座談会 民事調停のすすめ 4 頁

はじめに

東京簡易裁判所墨田庁舎業務統括裁判官 近藤 壽邦 (28 期)

民事調停は、公的機関である調停委員会が民事の紛争を話し合いで解決することを目的とする制度です。

具体的には、民事調停制度は、調停委員会が当事者の間に立って互譲を促し、条理にかなう、実情に即した解決を図ることを目的とするものと定められています(民事調停法(民調法)1条)。そして、これを実現するため、調停委員会は、調停主任(裁判官又は民事調停官)1人及び民事調停委員2人以上で組織するとされ(民調法6条)、このうち調停委員は、

弁護士、専門的知識経験を有する者又は社会生活の上で豊富な知識経験を有する者で人格識見の高いものの中から選任するとされています(民事調停委員及び家事調停委員規則1条)。

調停手続は、非公開とされ(民調法22条、非訟事件手続法30条)、請求金額には制限は設けられておらず、手数料は訴訟提起の半額かそれよりも低い額とされています(民事訴訟費用等に関する法律3条1項、別表第一の一四)。

また、調停委員会は、事実を認定するため、職権で事実の調査をし、かつ、申立てにより又は職権で証拠調べを行うことができるとされ（民調法12条の7第1項）、さらに、調停委員会は、調停が成立する見込みがない場合で相当と認める場合は、調停に代わる決定をすることができるとされています（民調法17条）。

このように、民事調停は、互譲による解決を目指す制度ですが、調停委員会は、判断機関としての性質も有しているといえます。民事調停は、当事者の合意がある場合など、一定の要件の下、地裁でも行われますが、基本的には簡裁に管轄があります。

東京簡裁における調停の事件数等は、以下のとおりです。

（申立件数）

平成29年新受件数（速報値） 5,099件

（事件数の推移（新受件数、平成29年は速報値））

平成27年5,447件、平成28年5,609件、
平成29年5,099件

（平成29年新受件数（速報値））

一般1,105件、宅地建物645件、農事2件、
商事2,408件、交通179件、公害等12件、
特定調停748件

（事件別割合（平成29年新受（速報値））

一般22%、宅地建物13%、商事47%、交通4%、
特定調停15%

（調停成立率（平成29年既済（速報値））

31%

（弁護士関与率（平成29年既済（速報値））

一方のみ17%、双方18%、関与なし65%

（調停委員の構成（平成30年2月1日現在））

男女別 男性79%、女性21%
弁護士の割合53%（うち女性の割合18%）

ところで、皆さんは、簡裁における民事調停について、どのようなイメージをお持ちでしょうか。訴訟と違っていつ終わるか分からない、裁判官が関与しているようには思えないので不安だ、調停が不調になると、改めて訴訟を提起しなければならないので面倒だといったイメージを持っていないでしょうか。

確かに、ひと昔前の民事調停は、そのような側面があったことは否めません。しかし、現在の民事調停、とりわけ、東京簡裁における民事調停は、これと全く違った運用がされています。調停主任（裁判官又は民事調停官）は、ほとんどの事件でこれに立ち会い、しかも、事前事後、中間評議を随時行い、調停委員との意思疎通を十分に図って調停を進めています。そして、必要とあれば、事実の調査を行うなどして事実認定を行い、適時に解決案を策定、提示して、合意に導くために説得、調整を行っています。

こうして解決される紛争は、訴訟と比べても速いといえます。ちなみに、東京簡裁の平成29年の調停事件は、調停不成立、調停取下げ、その他も含めると、全体の66%が3か月以内に終局しています。

さらに、労働関係、宅地建物関係、交通事故関係、医療関係等のいわゆる専門的調停事件については、社労士、建築士、不動産鑑定士、アジャスター、医師等の専門家調停委員が調停委員に就いて進められます。そのために、裁判所は、医師、公認会計士、税理士、建築士、不動産鑑定士、社労士等の専門家調停委員を擁し、様々な専門事件に対応できる体制を整えています。

今回は、こうした民事調停の実際を、次の座談会において、東京簡裁の民事調停を担当する裁判官、書記官、民事調停委員の人たちに語ってもらい、これまでも増して皆さんに民事調停に親しみを持ってもらおうと思っています。

座談会 民事調停のすすめ

日 時：2018年3月14日(水)

場 所：弁護士会館5階509会議室

出席者

東京簡易裁判所

業務統括裁判官	近藤 壽邦 (28 期)
上席裁判官	丸山 忠雄
元民事調停官(会員)	飯田 丘 (47 期/司会)
調停委員(会員)	小石 耕市 (56 期)
調停委員(建築士)	田丸 雅基
主任書記官	大嶋 由美
会員(LIBRA 編集委員)	志賀 晃 (59 期)

* 出席者の肩書は座談会実施日現在/敬称略

1 座談会の趣旨・自己紹介

飯田：本日は、東京簡易裁判所で民事調停に携わっている裁判官、調停委員、書記官の皆様にお越しいただきました。昨今、民事調停の機能強化が図られていると聞いておりますので、そうした観点も踏まえて、今日における民事調停の運用の実情と、その手続の有用性について、東京簡裁での取り組みを中心に最新のお話を伺うことができればと思います。

最初に、ご経歴を含めて、簡単に自己紹介をお願いします。

近藤：東京簡裁墨田庁舎の業務統括裁判官をしており、近藤と申します。東京簡裁で民事調停を担当している民事第6室の室長も兼ねています。

司法修習28期で、平成26年7月に定年退官をし、同月武蔵野簡裁、平成29年3月東京簡裁民事第5室を経て、同年9月から現職です。

民事調停については、主として武蔵野簡裁にいた2年8か月間、民事の通常訴訟とともに担当させていただきました。

丸山：東京簡裁裁判官の丸山と申します。東京簡裁墨田庁舎で民事調停事件を専門に担当しています。平成22年に簡裁判事に任官しまして、任官以来、民事事件を担当してきています。勤務としては、東京簡裁、後に甲府簡裁、それから東京簡裁に戻ってきて、民事調停事件は通算で丸2年間、担当しています。

大嶋：同じく東京簡裁墨田庁舎で民事第6室の主任書記官をしている大嶋と申します。書記官になりましたから、主に民事、家事事件を担当してまいりましたが、民事調停は墨田庁舎に来て初めて担当しましたが、担当をはじめてそろそろ丸3年になろうとしています。

田丸：田丸と申します。主に東京地裁民事22部（建築専門部）で建築の専門調停委員をしています、東京簡裁の民事調停の方にもお手伝いという形で参って約9年になります。平成21年までは最高裁判所の営繕課におりまして、そこを退職した後、調停委員をやっています。

小石：弁護士の小石と申します。平成26年の4月から約4年間、調停委員として民事調停に携わらせていただいております。

弁護士業務が10年ほどとなりまして、何か公益活動をできないかというところから応募したのがきっかけになります。現在は様々な事件について担当しておりますが、特に医療事件などについて積極的に関わらせていただいております。

志賀：弁護士の志賀と申します。私は本日は主に利用者側の代理人としての立場から皆さんにお伺いしたいと思います。

飯田：最後に、本日の司会を務めさせていただきます弁護士の飯田と申します。平成25年から平成29年まで東京簡裁の墨田庁舎で民事調停官として民事調停の実務に携わってまいりました。

2 民事調停の選択について

(1) 民事調停にふさわしい事件, 民事調停に向いている事件

飯田：早速ですが、最初に民事調停という手続をどのような場合に選択するのかということについてお話をお話を伺ってまいりたいと思います。

紛争解決の手段として、どのような紛争を解決するのに民事調停が有効と考えられるのか、民事調停にふさわしい事件ですとか、民事調停に向いている事件としては、どのような事件があるのでしょうか。

小石：民事調停にふさわしい事件、馴染む事件というのは、民事調停の特性に合わせて、大きく4個、5個の類型に分類できるのではないかと思います。

飯田：順番に一通り、ご説明いただけますでしょうか。

小石：1つには調停という、互譲による実情に即した解決という観点から、近隣紛争、賃貸借関係の紛争であったり、親族間の民事的な争いといった、相手方との関係が今後も継続し、将来においても友好的関係を構築していきたいといった事案がまずはふさわしい類型になるのかなと思います。

2つ目としては、調停という性質上、手続面、解決面の両面において柔軟性を持っておりますので、例えば不法行為による損害賠償請求についての債務額確定調停のように、相手方と敵対関係になることなく、相手方との話し合いの場を設けて、柔軟な手続の中で解決を模索したりする場合ですとか、必ずしも訴訟物にとらわれない解決ということで、周辺問題も含めた柔軟な解決が必要な場合なども調停に馴染むのではないかと思います。

3つ目は、民事調停の非公開（民事調停法（民調法）22条、非訟事件手続法30条）という特性から、芸能人、著名人であったり、企業間の争い、または医療関係などでレピュテーションリスク、評判を考慮した調停の申立てというものも一定程度有用ではないかと思っております。

4つ目ですけれども、専門性が高いという意味で

は、支払方法の取決めを求める債務弁済協定事件のほか、特定調停法に基づく特定調停事件といった債務整理に特化した手続も用意されています。

その他、特に強調したいのは、この後出てくるとありますが、民事調停の機能強化という流れから、専門的な分野についての調停が選択されるケースが多くなってきています。

(2) 専門的調停事件

飯田：民事調停の中には、今お話にも出ていたように、一般の調停事件とは別に専門的な調停事件という分類があると思いますけれども、具体的にはこういった事件類型があるのでしょうか。

小石：従前から交通事故については、例えば損害保険会社のアジャスターであった方、債務整理関係では金融機関に勤められていた方など、一般調停委員の充実が図られていましたが、専門家調停委員が入る専門的な調停ということで、建築紛争、労働紛争、医療紛争などに対応するため、建築士、社会保険労務士、医師などの専門家調停委員の充実も図られています。

飯田：裁判所の皆さんの方から補足はございますでしょうか。

田丸：建築を専門にやっております立場から、調停にふさわしい事件について申しますと、基本的に建築関係の紛争の中で、双務契約に基づいて、当事者同士が対等の立場で、最終的な目標に達しなければならぬというような形の場合、例えば契約に基づいて品物を提供し、その品物が代価に合うかどうか、当然、瑕疵修補という話が出てくるわけですが、このような類型では調停という手続が非常に有効であると言えます。

丸山：確かに小石さんがおっしゃったように、専門的な事件についての調停、これは専門家の調停委員が入られるわけなので非常に有用だろうと思います。ただ、その一方で、当事者が話し合いで円満解決を図りたいと、そのようなご意思をお持ちであれば、特に

専門的な事件に限らず、民事調停においては事件の種類別というのは特に問わないのではないかなと、実際に事件処理を担当していて感じるところです。

逆に、調停制度は話し合いで解決をするという前提になっていますので、例えば相手方の所在が不明というような事件では、なかなか調停制度でやるというのは難しい。それと昨今、高齢化社会ということで、例えば認知症の方とか、精神疾患を抱えていて適正な判断ができないという相手方ですと、調停制度を使って解決を図るというのは難しいように思います。

小石：丸山さんがおっしゃったように、まず調停が話し合いベースであるということで、メリットとしては、現状では証拠が乏しい事案であるとか、鑑定、医療調査などをすると費用を要するけれども、まずは話し合いで早期に妥当な解決を目指したいという意欲があるような事案であれば、こちらとしても解決に向けて努めていくというところでしょうか。

丸山：そうしたところは非常に大きいのではないかと思います。恐らく弁護士の方も証拠が乏しいような事案ですと、相手方の出方を見極めたいという思いも強いと思います。

特に医療関係の事件等については、相手方が過失を認めるというようなケースはそうそうないと思うんですね。そうすると、自分の手持ちの資料で専門家の目から見たら、どういう見方になるのかというようなところは、調停制度を使って専門家の意見を聞くことができるというメリットもあるような気がいたします。

志賀：先ほど専門的事件の1つとして労働紛争というものが挙げられていましたが、裁判所は労働紛争については他にも労働審判というシステムを用意していますよね。

労働審判と比較して、あえて調停という手続で労働事件の解決を求めるメリットはあるのでしょうか。

小石：先ほど申し上げた手続、解決の両面において、より柔軟性があるということは言えると思うんですね。労働審判ですと、どうしても3回以内の手続の中で



近藤 壽邦

東京簡易裁判所
業務統括裁判官

解決までしなくてはいけないということで、ギリギリと1回の手続の中で争点整理、主張の争いになってしまって、紛争が激化してしまう可能性もあります。調停では、もう少し緩い手続の中でお互いに解決に向けた話し合いをするということで、手続面でのメリットもありますし、それを補う人的な面でも労働事件の専門の弁護士、その他、一般調停委員も専門性の高い方が担当されると聞いておりますので、そういった面ではメリットもあるかなと思っております。

丸山：ご承知のように、地裁では労働審判制度がかなり安定的に制度として活用されているという現状があるかと思います。それでは簡裁の調停事件では実情はどうかというと、実は東京簡裁で調停を利用させていただく労働事件というのは結構あるんですね。昨年1年間での新受件数が約90件あります。

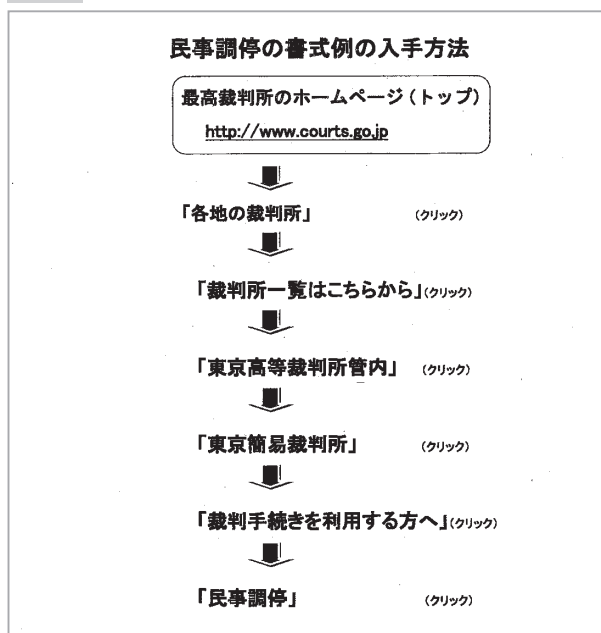
簡裁としてもできるだけ個別労働事件の迅速処理を図ろうという意識で、実はプロジェクトチームというのを設けております。そこで取り組んでいるのが、1つは第1回調停期日の早期指定、申立てから3週間以内に期日指定をしましょうと。これはあくまでも努力目標ですが、例えば申立人の代理人の都合、調停委員の都合等で、なかなか入らないときもあるんですけれども、できるだけ早期に期日指定をしていこうということに取り組んでいます。

さらに時間枠について、調停事件を審議する上で基本的に2時間枠を確保して、当事者の主張、証拠の検討など充実した調停運営ができるように配慮しています。

それともう1点は、先ほど小石さんが言われた専門家調停委員の活用です。労働専門の弁護士調停委員と社会保険労務士資格を持った調停委員、これらの専門家調停委員を活用して、労働審判制度に負けない調停運営を目指そうということで、現在、鋭意取り組んでいるところです。

近藤：私は、平成18年に労働審判制度が創設されたときに労働審判事件を担当したのですが、やはり労働審判は3回以内という縛りがあります。普

図1



通は第1回期日までに証拠を出してもらって、2回目から証拠調べ、あるいは調停を行う。そういうことをやっているものですから、原告となる本人は最初から証拠をきちんとそろえて裁判所に出すことが必要なんですね。そういう意味では労働審判というのは、なかなかハードルが高いのではないかと思います。

そこへいくと調停は特にそういう縛りはありませんし、しかも専門家調停委員がよく事情を聞いて、いろいろ説明もしながら、また証拠も集めながらやっていく。しかも別に3回以内という縛りがないので、柔軟に対応できるというメリットがあるのではないかと思います。

(3) 調停前置事件

飯田：ほかに民事調停を選択する場合として、法律によって民事調停を経なければならない、いわゆる調停前置の事件もあるかと思いますけれども、東京簡裁ではどういった事件類型を実際に取り扱っていますでしょうか。

小石：民事の領域で、法律上、調停前置とされているのは、賃料の増減額請求事件（民調法24条の2）といったものぐらしか想定できないのかなとは思っております。

大嶋：そうだと思います。

飯田：賃料の増減額の事件というのは実際たくさん取り扱ってらっしゃるのでしょうか。

大嶋：かなり多いと思います。

3 民事調停の管轄 その他の手続面に関する注意点

(1) 民事調停の管轄、申立てについて

飯田：次に民事調停の手続面に関する注意点について、お話を伺いたいと思います。

最初に、民事調停の管轄について伺いたいと思います。

丸山：民事調停の管轄ですが、まず職分管轄は原則として簡易裁判所にある（民調法3条）ということは、皆さんご承知かと思います。

民事調停の場合は訴訟と異なりまして、紛争の内容の価額が140万円以下という制限はありませんので、事物管轄という概念はないということになるかと思います。従いまして、億単位の事件でも調停事件は簡易裁判所が取り扱うということになります。

土地管轄については、宅地建物調停など一部の事件類型を除きまして、原則として相手方の住所地が基準となります（民調法3条1項）。従いまして、東京23区内にお住まいの方を相手方として調停の申立てをする場合には、東京簡裁が管轄の簡易裁判所ということになります。

東京簡裁は霞が関庁舎と墨田庁舎に分かれていますが、調停事件は錦糸町にある墨田庁舎ですべて取り扱っています。ただし、調停の申立ての受付は霞が関の庁舎でも行うことができます。そのほか、申立ては郵送でも行うことができます。

調停申立ての定型書式というのを裁判所で用意しているのですが、これは裁判所のウェブサイトからダウンロードできます。入手方法を図で示します(図1)。

さまざまな定型パターンの書式を用意しています。交通事故なら3パターン、敷金、原状回復費用、マンション管理費請負代金、不法行為等々の書式が入手できます(図2)。それ以外のもの、例えば利害関係人の参加申出書などの書式も用意されていますので、参考にしていただければと思います。

大嶋：宅地建物の調停については、相手方の住所地で

図 2

東京簡易裁判所の民事調停の書式例

申立書関係

1. 交通事故による損害賠償(人損・物損) 状況説明書
2. 交通事故による損害賠償(物損のみ) 状況説明書
3. 交通事故による損害賠償(加害者申立)
4. 敷金
5. 原状回復費用(建物)
6. マンション管理費
7. 請負代金
8. 不法行為(傷害)
9. 不法行為(不貞)
10. 預託金返還
11. 過払金返還
12. 過払金返還(相当額の金員の支払)
13. 債務弁済協定
14. 未払賃金
15. 解雇予告手当
16. 時間外手当
17. 退職金
18. 調停(汎用)

その他の書式

1. 社員証明書
2. 送達場所等の届出
3. 利害関係人参加申出書(個人)
4. 利害関係人参加申請書(法人)
5. 利害関係人呼出申請書
6. 手数料還付申立書
7. 手数料還付決定正本受書

はなくて、土地建物の所在地が管轄になります(民調法24条)。そこを間違えて移送になるケースがたまにありますので、気をつけていただければと思います。

あと、先ほどありましたように、受付自体は霞が関庁舎でも行っていますが、あくまで調停は墨田庁舎で行います。時々ですけれども、霞が関の方に行ってしまう代理人がいらっしゃいます。そこも間違えないように気をつけていただければと思います。

(2) 手数料, 委任状, 提出書類等について

飯田: 申立ての手数料ですとか委任状, 提出する付属書類などについて, 申立て段階での注意点があれば, ご説明いただけますでしょうか。

大嶋: まず, 手数料については訴え提起の手数料の半額か, それ以下とされています(民事訴訟費用等に関する法律3条1項, 別表第一の一四)。1000万円までは半額と考えていいと思うんですが, それ以上になりますと, かなりお得な感じになってきて, 例え

ば3億円の訴訟をしますと92万円の手数料が調停だと37万3000円となるので, かなり違ってくるかと思っています。

納めていただく郵券は相手方が1名の場合には, これも訴訟に比べて低額の2580円が東京簡裁では基準となっています。

委任状については, かなりの方が普通の訴訟委任状をそのまま出してこられますが, それでも別に構いません。ただ, 正確に言えば, 手続代理委任状という形になるのかなと思いますし, 事件名を書いていた後の特別授権のところも調停に即して書いていただけると, それが本来の姿ではないかなと思います。

飯田: 手続代理委任状ではなくて, 訴訟委任状という形式でも, 東京簡裁では一応受け付けてはいただけるということなんですか。

大嶋: はい, それで実際は受け付けています。

飯田: 先ほどのお話の中で, 簡裁の民事訴訟とは違って紛争内容の価額の制限がないということですが, 実際に取り扱われる事件として相当高額な紛争対象の事件もあるのでしょうか。

大嶋: そうですね。企業同士の事件で億単位のものとか, そういうものはあります。

田丸: 建築紛争の中で, 数億円の損害賠償請求という調停事件を担当したことがありました。

飯田: 無事に調停は成立したんですか。

田丸: いや, これは金額があまりにも大きすぎて, 双方の代理人同士が話し合って, 取下げという形になりました。

小石: そうした案件は, やはり非公開であるということで調停手続を選択されているということが多いのかなと思います。

(3) 申立書の記載内容についての注意点

飯田: 調停の申立書の記載内容について注意すべき点があれば, ご説明いただけますでしょうか。

大嶋: 申立書には「申立ての趣旨」, および「紛争の要点」を記載してもらうことで足りるというふうにな



丸山 忠雄
東京簡易裁判所
上席裁判官

っています（民調法4条の2第2項2号）。

申立ての趣旨は、訴状における請求の趣旨のような厳密な記載は不要とされています。「相当な解決を求める」というような書き方で提出もかなりあります。相当額というような形もあります。また、紛争の要点で足りますので、厳密な請求原因の記載もやはり不要になります。

私が見た中では、一言、「謝れ」と書いてあるようなものがあって、紛争の要点のところで、こういうことがあったということが書いてありましたけれども、そういうものでも一応は調停として受け付けることになっています。弁護士が就いている事件ではそういう申立書はあまりありませんけれども、そうした場合は、いきなり調停ではなくて、準備手続のような形の期日を設けて整理をするというようなこともやっています。

ただ、厳密な請求原因の記載は不要ですけれども、弁護士が代理人として申立書を作成する場合には、できれば紛争の要点と、背景事情とを分けて書いていただくと有り難いと思います。

飯田：裁判官あるいは調停委員の方の立場から何かご意見はございますでしょうか。

小石：今、仰っていただいた通りだと思うんですが、確かに調停は訴訟と異なって条理にかなう限りは、必ずしも法の適用というところは厳密には求められていないと。そうすると、要件事実であるとか、法の適用の前提となる事実というものが必ずしも必要ではないというのは間違いではないと思うんですが、少なくともこの記事をお読みになる弁護士の方々には、骨子でも構いませんので、要件事実を整理して書いていただいて、あとは関連事実として交渉経過と紛争の背景事情といったものを出していただくことが、第1回目の期日の前の裁判官を交えての調停委員会での評議の際に非常に有用になりますので、できる限りは詳しく書いていただいた方が助かるというところはあろうかと思っています。

あと1点、不法行為に基づく損害賠償請求などについて、申立人側、請求する側で過失の特定がある

程度なされていないと議論が進まないということもあります。無理は申しませんが、できる限りの特定をしていただくというのが、やはり調停手続を円滑に進めるためには必要になってくるのだらうと思うし、それだけの書面を用意されても、専門家その他、こちらでも受け入れる体制は十分にあると思っています。

丸山：事情聴取というのはやはりある程度時間がかかりますので、申立書にその背景事情が書かれていれば、その内容に間違いはないかどうかという確認で済むわけですから、迅速な処理、解決に向けて近道ということになろうかと思います。是非弁護士さんが就く場合には、そういったことも書いていただけると非常に有効だし、有り難いですね。

近藤：予想される争点はこういうところですよというようなことも、背景事情の中で書いていただくと、我々はそれを踏まえて臨みますので、第1回期日が非常にスリムになるといいですか、ある程度予測をして事情聴取ができるので非常によいのかなというふうに思っています。

(4) 証拠の提出について

飯田：次に証拠の準備、提出について、どのような点に注意すべきかお話しいただければと思います。

大嶋：相手方に開示して差し支えないと思われる証拠資料は副本を相手方に直送してもらっています。申立ての時点で申立書の副本と一緒に書証も写しを入れていただければ、一緒に送っております。そのときにも提出資料については証拠説明書を付けて、訴訟と同じように提出していただくと、やはりこれも助かります。そうした意味では訴訟と変わらないかと思っています。

飯田：裁判官、調停委員のお立場からはいかがでしょう。

丸山：調停委員会としてはやはり単に書証を出していただいても、なかなか要領を得ないというところはありますので、証拠説明書があると非常に理解が早まることは事実です。



〈司会〉
飯田 丘
東京簡易裁判所
元民事調停官（会員）

飯田：民事調停の申立てを行う場合であっても、証拠というのは最初からある程度提出した方がよろしいということでしょうかね。

丸山：そのとおりです。

（５）民事調停を申し立てるタイミングについて

飯田：次に、裁判所から見た民事調停を申し立てるタイミングについて、ご意見ですとか、注意すべき点がありますでしょうか。

小石：民事調停は申し上げている通り、互譲による話し合いでの解決ということですので、代理人が一方に就いていて、一方が本人の場合などで、完全にこじれてしまった後に、調停の場いきなり申し立てて、「解決の話し合いの場を」と言っても、恐らく混乱しますし、争いが鮮烈になってしまうと、なかなか話し合いのテーブルにも乗れないということもあります。

完全にこじれる前に、予め代理人の方で調停の場で話し合いによる解決を目指したいんだという趣旨のお手紙などを出していただいて、争うんだということを鮮明にするのではなくて、話し合いの場なんですよということを伝えながら申立てをしていただいた方がよろしいのかなと思っています。

大嶋：相手方ご本人から、今までそういう話がなかったのに、いきなり裁判所から書類が来たということで、立腹されて電話がかかってくることはよくあります。

やはり一言、話し合いでも無理だったから調停を考えていますということを言っていたければ、違うのかなと思います。

小石：相手方の感情面を説明、説得するのに1期日を要してしまったりということになると、先に進まなくなりますので、手続を円滑に進めるという意味で、解決のためにもメリットがあるのかなと思います。

大嶋：申立書の最後に、今までこういうふう交渉してきたけれども、こういうことで話が進めなくなったので、やむを得ず、調停という手続を利用させていただきます、というようなことが書かれているものもありますが、そうした工夫は有用、有効だと思います。

（６）相手方に対する申立書などの送達について

飯田：次に、相手方に対する申立書や期日の呼出状の送達事務、あるいは送達の確認事務は実際どのように行われているのか、ご説明いただけますでしょうか。

大嶋：民事調停の場合、訴訟と違って、基本的には申立書や期日の呼出状は特別送達ではなくて、普通郵便で行っています。納めてもらう郵券が安いということは、そのことと関係します。

ですから、実際に本当に届いて、本人が見ているのかどうかというところまでは確認ができないんですが、郵便物が戻ってこなければ一応は届いたんだろと、そういうことで進めています。相手方が出頭しない場合に、郵便物を全然見てないのか、見た上で来ないのかというところは正直、分からない部分です。

飯田：普通郵便で送達をして、それが届かないで戻ってきてしまった場合には、実際どういうふうに対応されるんですか。

大嶋：訴訟と同じように、まずは届くことが必要ですので、申立人に相手方の住所を調べてくださいという形で調べていただいて、新たな住所でまた呼出しをするということです。

志賀：もし新たな住所が見つからなかった場合には、申立てを取り下げることになってしまうのでしょうか。

大嶋：公示送達というわけにはいきませんので、いったん取り下げいただくということになります。

（７）回答書、答弁書の記載内容について

飯田：民事調停が申し立てられますと、簡裁から相手方に回答書の提出が求められることになるとは思います。調停の相手方やその代理人の立場から、この回答書、あるいは答弁書の記載内容について、何か注意すべき点がありますでしょうか。

大嶋：申立てがありますと、呼出状と一緒に簡単な照会回答書という文書を入れています。これは訴訟でいう答弁書とは違い、第一義的には、相手方が調停手続に対してどう考えているのか、つまり相手方も話し合いで解決したいという意思があるのか、またこれまで



小石 耕市
東京簡易裁判所
調停委員（会員）

どういった経緯があったのか、交渉経過等はどうだったのか、そして、できればどの点について意見が異なるかを裁判所も予め知っておくということで、第1回の期日に役立たせるために送るものです。

ですから、これは、提出されたあと申立人に必ず送るというものではありません。ただ申立人がこれを見たいという場合には、記録の閲覧謄写の申請をしていただければ、特段の事情がない限り、これを許すことになると思います。したがって、回答書については、申立人に送られることはないという前提で余計な記載をすると、時に合意の成立が困難になるということもありますので、そこは少し注意が必要かと思います。

飯田：相手方から出される答弁書の記載内容について注意すべき点があるかどうか、ご意見があれば伺いたいです。

小石：基本的には申立書と同じで、答弁書についても要件事実の認否、抗弁事実の主張であったりとか、その他、関連事実として交渉経過、予想される争点とその整理といったものは、できれば答弁書に書いていただくことで、第1回目から実質的な調停手続が進んでいくのかなと思っています。

どうしてもそこまでの答弁書は作れないという場合であっても、できれば骨子だけでも回答書という形で出していただくと、第1回目から相手方の考えを理解した上で進めることができますので、実質的に1回目を欠席される場合であっても、せめて回答書はある程度詳しいものを出していただければと思っています。

飯田：相手方代理人の立場に立つと、回答書と答弁書をどちらも出さなければならないのかというのは、迷うときがあるんじゃないかと思いますが、この点はいかがでしょうか。

小石：回答書の記載事項が網羅されている限りにおいて、答弁書という形でまとめて出していただいても問題はないのかなと思います。もちろん答弁書は申立人にも直送等で送られることになりますが。

4 調停委員会の構成

(1) 調停委員会はどのようなメンバーで構成されているか

飯田：次に、調停委員会の構成、実情についてお話を伺いたいです。

まず民事調停を行う調停委員会はどのようなメンバーで構成されているのでしょうか。

丸山：調停委員会は、調停主任と2人以上の調停委員で構成するということになっています。調停主任は裁判官または民事調停官が担当します。それと調停委員は2人という場合が実務ではほとんどだと思います。

民事調停官というのは、平成15年に制度が創設されまして、5年以上の経験を有する弁護士から最高裁判所で任命をするという制度になっています。任期は2年、再任も可ということで、まさに司会をされている飯田さんは、この制度に基づいて調停官をされていたということになります。民事調停官の身分は非常勤の国家公務員で、調停に関しては裁判官とまったく同じ権限を持っているということになっています。

東京簡裁の墨田庁舎には現在12名の民事調停官が在籍されています。民事調停を扱う部は大きく3つの係に分かれているんですけれども、1つの係に民事調停官が4人ずつ配置されています。

飯田：具体的な事件で、裁判官と民事調停官のどちらが調停主任を担当するのかというのは、こういった基準で決められているのでしょうか。

丸山：基本的には申し立てられた調停事件は、まずは担当裁判官に平等に配てられます。そして、その各裁判官において、民事調停官に担当していただく事件をその中から選んで割り振っていると、こういう実情にあります。

東京簡裁では民事調停官の勤務というのは週1回、曜日を決められていますので、おのずと担当できる事件数というのは限度があります。従いまして、各民

事調停官がどれだけの事件数を現在お持ちかということを見ながら配てんすることになるわけなんですけれども、平均するとだいたい15件から20件程度をご担当していただいているというのが実情かと思えます。

(2) 民事調停官の担当する事件について

飯田：裁判官と民事調停官とで担当する事件類型や、調停主任としての事件に対する携わり方に何か違いがあるのでしょうか。

丸山：民事調停官に担当していただく事件というのは特に決めているわけではありません。実際様々な事件をご担当いただいています。ただ極めて簡易な事件というのは、これはどうかと思いますので、それなりにふさわしい事件をやっていただいています。

これは実際、民事調停官の方から聞いたお話なんですけれども、自分が代理人として民事調停に臨む場合と、調停主任として臨む場合ではまったく違うとのこと。調停主任として参加する場合は、やはり公平性に注意しながら、適切な調停運営を心掛けるようにしている、こういうお話をお聞きしています。

(3) 調停委員の人選について

飯田：調停委員の人選というのはどういった手続、基準で行われているのでしょうか。

近藤：人選の関係での大本になる法規としては、「民事調停委員及び家事調停委員規則」があります。その第1条は、調停委員は弁護士、専門的知識、経験を有する者、または社会生活の上で豊富な知識、経験を有する者で、人格識見の高い40歳以上70歳未満のものの中から、最高裁判所によって任命されるというふうになっております。

具体的な手続としては、民事調停委員に関して言えば、各地の地方裁判所に設けられた調停委員選考委員会が、公募した応募者について、書面審査に通った人を更に面接して、採用相当というふうに判断



田丸 雅基

東京簡易裁判所
調停委員（建築士）

した者について最高裁判所に上申をし、最高裁判所はその中から相当と認めた者を調停委員に選任しています。

飯田：東京簡裁の調停委員には、こういった分野の方々がおられるのでしょうか。

丸山：調停委員には、弁護士調停委員、それからいわゆる専門家調停委員、それと一般の調停委員、大きく分けてこの3つの調停委員がおられます。

一般調停委員には様々な方がいらっしゃいまして、例えば損保会社、銀行、不動産会社、商社、もう本当にいろいろな企業の出身者等がおられます。また、消費生活センターの相談員の経験をされているという方もおられます。また、一部ですけれども、今日お見えになっている田丸さんのように裁判所OBの方、これは裁判官、書記官も含めて、ごく一部おられるという状況になっています。

飯田：専門家調停委員の方はどのような職種の方々がおられるのでしょうか。

丸山：専門家調停委員としては医師、歯科医師、獣医師、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、建築士、社会保険労務士、土地家屋調査士、こういった方々について専門事件に対応できる人数をそれぞれ適宜確保しているという状況でございます。

(4) 個別の事件と担当する調停委員の選定

飯田：東京簡裁で個別的な事件を担当する調停委員は、どういった基準で選定、指定されているのでしょうか。

大嶋：まず、新しい事件が来ますと、裁判官にそれを見ていただいて、その事件の内容からふさわしい調停委員として、どういう人がいいかということでインテークします。

例えば交通事故でしたら弁護士と損保会社出身の調停委員、不動産事件で賃料等の事件ですと弁護士と不動産鑑定士、消費者問題の事件については弁護士と消費生活センターの相談員をされていた一般の調停委員、そういった形で裁判官から指示が来ま



大嶋 由美
東京簡易裁判所
主任書記官

す。それを見て、書記官の方で候補者の中から調停の期日に合わせてお願いしているという形です。

特定調停などで、業者が申立人になっている典型的なものとか、少額のものなど、法的争点のあまりないものについては一般の調停委員さん同士2名で行うことも多くありますが、法律的な争点があるようなもの、今申し上げましたような事件については、東京簡裁では、1名は弁護士さん、あとは専門家委員だったり、一般の調停委員でも先ほど申しましたようにいろいろな出身の方がいらっしゃいますので、なるべくその事件にふさわしいと思われる調停委員を指定することになっています。

(5) 申立代理人による専門家調停委員の指定の上申

飯田：申立ての段階で、申立代理人が事件に応じて専門家調停委員の指定を予め上申したような場合には、そういった要望というのは考慮していただけるのでしょうか。

丸山：今お話があったように、調停主任裁判官が事件ごとの内容を見ながら、ふさわしい調停委員を指定しているのですけれども、特に専門家調停委員を希望したいということで上申書を提出していただくということも構いません。調停主任裁判官はそうした上申書等も踏まえて、調停委員の指定をどうするかという判断を行うことになろうかと思います。

脳出血の治療をめぐる医療過誤の事件を担当したことがあるのですが、代理人の方から、第1回の調停期日が遅くなっても構わないので、脳外科の専門医師の調停委員をお願いしたいという上申書が提出されたことがあります。しかし、たまたま脳外科専門の調停委員が東京簡裁におられなかったんですね。それで、東京地裁の調停部に連絡をしまして、そちらに脳外科専門のドクターがおられるかという照会をしたところ、数人いるというお話を聞きました。そこで、臨時に簡裁の調停委員になっていただきたいというお願いをして、裁判所内部の手続を経て、その

件をご担当いただいたといったケースが実際にありました。

大嶋：専門家の調停委員も、例えば建築士の中にも得意分野があって、より専門的に土壌の問題だとか、建物の構造を専門にしている大学の先生などいらっしゃるの、その事案に沿った選任ができるようになっています。お話に出た医師についても、だいたいの診療科目の方がそろっていると思いますし、いらっしゃる場合には地裁の22部に確認することによって対応しています。

それから弁護士調停委員についても、医療に強い弁護士の委員とか、それぞれ得意な分野を教えてください。そうしたきめ細やかな委員の選定というのはとても重要なところなので、常に考えながらやっています。

(6) 調停委員の研修について

飯田：東京簡裁では、調停主任や調停委員の方々には調停スキルの向上のために、日ごろから研鑽ですとか、研修のようなことはなさっているのでしょうか。

近藤：調停委員には、弁護士調停委員を含め民間の方が多くということもあって、裁判所としては調停スキルの向上のために、まず辞令交付の際に、初任時の研修として講話あるいは心構えといったようなものをお伝えするというをやっています。

その後、毎年1回、各係ごとに具体的なケースに基づいて討論するような、そういう形での研修を行っています。さらに、これも毎年1回ですけれども、各係ごとに調停委員の方たちから問題を出していただいて、それを裁判官を交え検討する、そういう実務研究会も実施しております。それ以外に、毎年定期的に調停委員と裁判官との協議会、あるいは研究会、そういったものもあります。

それから、調停委員の方々には自主的に毎年数回、勉強会を持っているというふうにもなっています。この勉強会には裁判官も招かれて講師を担当するというようなことも多いと聞いています。



志賀 晃
会員
(LIBRA 編集委員)

5 民事調停の機能強化

(1) 民事調停の機能強化に向けた取り組み

飯田：続きまして、今度は手続の流れに即した形で、民事調停の運用の実際についてお話を伺ってまいりたいと思います。

まず昨今、民事調停の機能強化に向けた取り組みが種々なされているというふうにお聞きしていますが、具体的にはどういった見地から、どのような取り組みが行われているのでしょうか。

丸山：これは調停委員会が、事実関係を整理、認定した上で、合理的かつ落ち着いたよい解決案を策定して、場合によっては適宜の時期に解決案を当事者に提示をして、積極的な説得、調整を行って、更に調停が仮に成立しなかった場合には、調停に代わる決定、つまり17条決定ですね、これも活用していこうと、そういった調停運営を心掛けていこうという取り組みです。

この背景には、現在の調停制度というのは、制度ができてから約96年、こういった長い歴史がある制度なんですけれども、さすがにこれだけの年数が経過しますと、社会も大きく変わってきていますし、国民の権利意識も変わって、価値観も多様化してきています。さらに、最近では調停を申し立てる当事者は事前にインターネットを利用して、いろいろな法律情報も調べた上で調停手続に臨んでくる。こうしたこともまったく珍しくないような状態で、難しい調停事件というのも増えてきているのかなと感じております。

こういった状況において、先ほど言ったような法的観点を踏まえた争点の整理、事実認定と解決案の策定、合意に至らない場合には17条決定を出していこうということで、機能強化の取り組みを行って、利用者のニーズに応えていこうというものです。

(2) かつての運用との違い

飯田：具体的に、機能強化が図られた今日の民事調停の運用と、そうではない、かつての運用とでは、ど

のような違いがあるのでしょうか。

近藤：これまでの民事調停というのは恐らく5～6年、あるいはそれ以上前の民事調停ということだと思ふんですけれども、よく言われるように足して2で割るような、そういうような調停、あるいは物事をきちっと見極めて解決に導くというのではなくて、なるべく紛争を丸く収めるといいますか、そういうような解決の仕方というのが取られていたのではないかと思います。

いきおい民事調停委員は資料に基づいて事実の認定をするというよりは、当事者をいかにうまく説得して合意に結び付けるか、そういうことにむしろ腐心していたのではないかと思います。私自身、民事調停で事実認定をするんですかと言われて驚いた経験がありますし、以前は裁判官の手をなるべく煩わせずに民事調停をまとめ上げるのが良い調停委員とされていたというようなことも聞いたことがあります。要するに調停は裁判官があまり関与せずに、調停委員だけでうまくまとめて調停成立にこぎつける、そういうことが行われていたのではないかと思います。

しかし、今はそれとはまったく逆で、裁判官が入って法的観点に基づいて評議をしながら争点を整理して、合理的な解決に導いていく。ですから、調停委員2人に調停を任せ切りにするというようなことは行われていないと思いますし、事実認定を踏まえずに解決案を策定するということも、今はほとんど行われてはいないのではないかと思います。

6 民事調停の手続の流れ

(1) 第1回期日の指定、1期日当たりの開廷時間等について

飯田：それでは具体的な民事調停の手続の内容について伺ってまいりたいと思います。

最初に、調停期日の運用についてお尋ねしますが、調停が申し立てられた後に、現在どのくらいの期間で、第1回期日が指定されているのか。また、1期日当た

りの開廷時間、期日間の開廷の頻度、これは東京簡裁では実際どのような状況でしょうか。

大嶋：だいたい申し立てられてから第1回期日まで、3週間から1か月ぐらい、労働事件については3週間以内というのが目標になっています。

1期日に充てる時間というのは基本的には1時間、労働事件については2時間ということになっていますが、これは事案によって長かったり短かったり、そこは臨機応変にやっています。

最初に期日を指定するときには、原則として訴訟と同じように相手方の都合を聞いてから入れているわけではありませんので、呼出しをすると、相手方からその日は都合が悪いので変更してほしいというような電話がよくかかってきます。変更申請が出ることもありますけれども、調停委員会も申立人の事情がよく分からないというところもありますので、原則として1回目は申立人のみから聞きまして、その代わり欠席される方からは次回の希望日を予め出していただいて、調整をした上で2回目の期日を決めるといった運用をしています。

飯田：期日と期日の間の期間というのは、だいたいどれぐらいになっているのでしょうか。

大嶋：やはり1か月ぐらいが多いかと思いますが、これも臨機応変に、もっと短い場合もありますし、少し検討に時間がかかるとか、そういうときにはもう少し長く2か月近く先というようなこともあります。

(2) 相手方欠席の場合

飯田：せっかく民事調停を申し立てたのに、相手方が欠席してしまった場合というのは、どのように取り扱っているのでしょうか。

丸山：相手方が予め次回以降も出頭しないという意向を例えば照会回答書で明らかにしている場合は別ですけれども、そうでない場合は申立人の意向も聞いた上で次回期日を設けるか判断します。一般的には直ちに調停不成立にするということはありません。

相手方が不出頭の場合でも、予定通り第1回期日

は開いて、申立人側からこれまでの相手方との交渉の経緯、紛争のポイント、そういったものは事情聴取します。そういう意味で、不出頭の場合でも相手方に代理人が就いている場合は、内容のある答弁書を出していただいていると、効率よく事情聴取が行えるということになるかと思いますし、次回期日での事情聴取を更に効率的に行うということにもつながるかと思います。

飯田：相手方が欠席して続行期日が指定された場合に、続行期日に相手方に出てきてもらえるように、裁判所の方から連絡を取っていただくなど、何か配慮はしていただけたりするのでしょうか。

大嶋：そうした場合、申立人から呼出状に何か付記してほしいという希望があることがあります。「話し合いで解決することを申立人は望んでいるので、次回期日にはいらしてください」とか、「もしこの日が都合が悪いのであれば、またこちらで調整しますので電話をください」とか、そういう付記をすることはあります。

あるいは、代理人の方で出てこなければ次は訴訟だ、訴訟も辞さない、ということを書いてほしいという場合もありますので、申立人はそういう意向のようですので、是非話し合いで解決できるように出てきてくださいみたいなことを書いたこともございます。

飯田：その辺りのことは適宜ご相談してよろしいということなんですか。

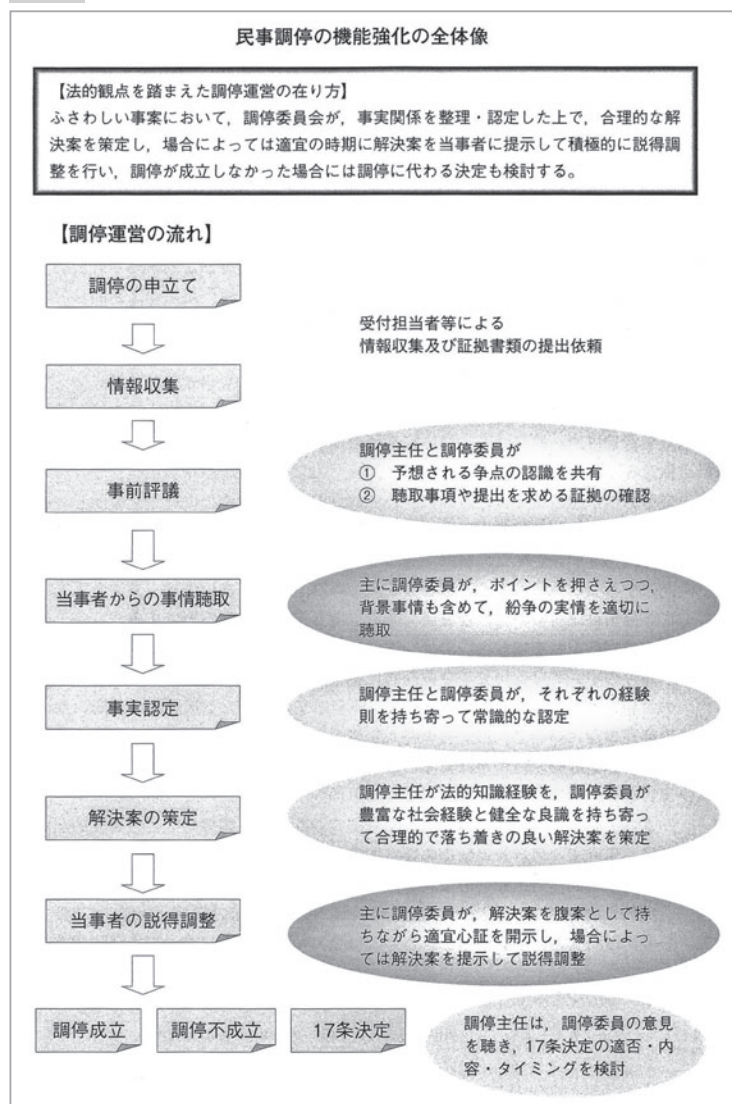
大嶋：そうですね。

近藤：民調法には、裁判所は、当事者が期日に正当な理由なく出頭しない場合は過料に処する、という規定（民調法34条）はあるんですけれども、実際にこの規定を適用して、過料に処するというのは、稀ではないかと思います。

ですから、粘り強く出てきてもらうように郵便で呼びかけるか、あるいはやむを得なければ不調にすると、そういうような扱いが多いのではないかと思います。

小石：来ない場合に、申立人の代理人から直接手紙、

図 3



* 司法研修所編「簡易裁判所における民事調停事件の運営方法に関する研究」53頁より

書面なり、電話で相手方に出頭を促してもらうということも、たまにやらせていただくことがあるんですけども、そういったことでも、テーブルに着いてもらうという意味では、裁判所と申立代理人の協力ということが進められればと思います。

近藤：申立代理人と相手方との間に、ある程度の信頼関係というんですかね、これまでの交渉の経過から、そういう信頼関係があるようなことがうかがわれるような場合は、そういうこともいいのかと思います。ただ、そういうものがまったくうかがわれないときに、相手方の代理人から出頭を促すようなことをされると、何か不測の事態があっても困りますので、躊躇するところではあります。

丸山：あとは相手方に代理人弁護士が就く場合は、裁判所から出頭可能な期日を予め書記官の方で電話でお聞きしておいて、できるだけそこに次回期日を指定するというような配慮はしています。

(3) 調停手続の進め方、評議の実情

飯田：続きまして、調停手続が実際にどのようなスケジュールが組まれて進められているのか、ご説明いただければと思います。特に当事者からはなかなか見えづらい調停委員会内の評議の実情も含めてお話しいただければと思います。

丸山：まず、調停手続の全体的な流れにつきましては、『司法研究報告』（司法研修所『簡易裁判所における民事調停事件の運営方法に関する研究』（司法研究報告書第66輯第1号））に掲載されている図を見ていただくと非常に分かりやすいのではないかと思います（図3）。

評議についてはこれまであまり説明されてきていませんでしたが、機能強化の一環として、実は調停委員会ではかなり頻繁に評議を行っています。先ほど来の民事調停の機能強化の取り組みの下では、評議は調停事件の解決の方向性を左右するものでして、また調停委員会における争点、事実認定の共通認識、これを持つためにも非常に重要な作業だと位置付けてやっているところです。

従いまして、評議には、事前評議、中間評議、終わった後の事後評議、大きく分けるとこの3種類の評議があるわけですが、調停委員会では毎回の調停期日ごとに期日が開始される10分前には、ほとんどの事件で事前評議をやっています。また、調停期日の途中で当事者が事情聴取で入れ替わる、その間の時間、例えば場合によっては5分ぐらい取るということもありますが、この段階でちょっと評議をやりたいというようなことで、期日の最中でも頻繁に評議を行っています。このように、非常に評議については重視しておりまして、できるだけ調停委員会の意思疎通をよくして、解決に向けての検討を行っています。

田丸：建築事件の場合、当事者の主張の内容について、調停官、あるいは裁判官との評議で、全体的な

争点というのは分かるんですけども、その背景というのはあんまり分からないんですね。そういう意味では事前に頂いた記録を読んで、自分でこういう内容でこうだという、ある程度の方向性、そういうものをこしらえて評議に臨んでいるというのが実情です。

小石： だいたい私の方でも30分ぐらい前には入って記録を読み直して、15分ぐらい前から調停委員、調停主任と事前評議をしてということでやっていますが、今、田丸さんがおっしゃったように、医療事件などの場合ですと、診療経過表をこちらで作ってしまっただけで、争点の整理は弁護士である調停委員が行い、医師である調停委員の見解を踏まえつつ、裁判官主導にはなりますけれども、事実認定の方向性に進めていって、あとは役割分担というような形でも、事前評議をすることによって共通の認識の下で動けますので、非常にやりやすいとは思っております。

田丸： 付け加えますと、建築事件の場合ですと、請負契約の絡みについては、弁護士調停委員の方も含めて裁判官、調停官は分かるんですけども、工事の内容の瑕疵修補ということになると、専門的なものになってくる。その中で実際に例えば施主側から出される内容というのは、例えば施工時における施工誤差というのを加味しないで、完璧なものを要求するわけですね。そうした中で我々としては実際の現場を見に行ったり、戻ってきてから調書の内容と照らし合わせてみたりして、どの辺が妥当であるかという、そういうものを含めて書面にし、評議に持ち込むという、そういう形でやっているわけです。

(4) 事実の調査、証拠調べについて

飯田： 次に、民調法は、調停委員会は事実を認定するために職権で事実の調査をし、申立て、または職権で証拠調べを行うことができるというふうに規定しておりますが（民調法12条の7第1項）、実際には事実の調査、あるいは証拠調べについては、どのような運用が行われているのでしょうか。

丸山： 事実の調査については様々な方法があります。

通常は当事者、あるいは参考人等から任意で事情聴取を行い、当事者から提出された書証の確認をするといった作業が中心になろうかと思います。

また、現地調査、現地調停と言ってもよいと思いますが、実務では例はかなり少ないように思います。司会者の飯田さんが民事調停官をされていた当時、交通事故の事案で、事故発生時間に合わせて現地調停をされたということを聞き及んでおりますが、そういった例は、かなり少ないかなというふうに思っております。

それから、証拠調べに関して、民調法には申立て、または職権で証拠調べを行うことができると、このような規定（民調法12条の7第1項）がございしますが、もともと民事調停制度は話し合いで解決を図ることを目的にしていることからすると、例えば民事訴訟のような厳格な証人尋問手続、これを行うことが相当かということ、やはり問題があるんだろうなと思いますし、実際そういう証人尋問等を行ったということを実は私は聞いたことはございません。それは先ほど言った当事者本人、あるいは参考人等からの事情聴取で、ほぼ同じ目的が達成できているからではないかというふうに思っています。

ただその一方で、官公署、病院等への調査囑託は調停手続ではかなり行われておりますし、文書送付囑託もかなり頻繁に行われていると思います。私自身も調査囑託、あるいは送付囑託、これを行ったという例はいくつもございます。

近藤： 調査囑託について、自転車同士の事故、物損の事件なんですけれども、申立人の自転車が結構高級な自転車にして、ぶつかったことによってフレームにちょっとひびが入った。損害については、10万円から20万円ぐらいという高い修理見積書が出てきたという事案がありました。相手方はそんな見積書はおかしいということで、とても承服できないということだったんです。

それでは、その見積書を作成した業者の人に、い

ったいどうしてこういう高い見積りを出したのか、それを聞いてみたらいいんじゃないかということで、調査嘱託という制度を利用しようということになったんですね。

民事訴訟では、調査嘱託の相手先は「団体」（民事訴訟法186条）に限られていますが、民事調停の場合は調査嘱託は個人に対してもできるということになっています（民事調停規則16条）。その見積書を作成した個人業者に調査嘱託をかけた上で、これは職権だったと思いますが、いったいどうしてこういう見積りが出たんですか、具体的には、フレームを全部換えないといけないというようなことになっていますけど、どうしてですかとか、その価額はどうして高いんですかなどと調査事項を記載して、調査嘱託をかけ、回答書をもらいました。

そうしたら、高級自転車の場合、フレームの1か所にひびが入ると、そこだけ溶接したり、添え木のようなことをしても、結局運行に支障を来す可能性が大きい、フレームごと換えないと自転車としての機能は発揮できないというようなことがきちっと書いてありましたので、相手方もそれに納得して、その見積書に近い金額で合意ができたということがありました。

飯田：現実の状況として証人尋問を行うことは聞いたことがない、それから、現地調停というのもまれであるというお話が出ていまして、実情としてはその通りだと思うんですけど、他方で今の簡裁の調停実務としては事実認定を行うために積極的に事実の調査をする、あるいは職権も含めていろいろな証拠調べをするということについては、非常に積極的な方向性があるのかなという印象は受けているんですけども、そういう点はいかがでしょう。

丸山：現実的には多数の調停事件を抱えている中で、それだけの時間が確保できるかという問題もあります。その反面、昨今、例えばビデオとか、そういったメディアを使った方法も考えられなくはないので、それでも事実認定がなかなかできないという場合に

いては現地調査というのは考える必要があると思います。最終的にはその必要性をどう判断するかということになるかと思います。

（5）事実認定の程度について

飯田：事実認定といっても訴訟と民事調停では違いがあるのではないかと思います、民事調停における事実認定の程度についてはどのように考えてらっしゃるのでしょうか。

丸山：民事調停は、最終的には合意の成立を目指すという制度ですので、事実認定の程度というのは訴訟と比べたら、やはりそこは緩やかである、というように考えています。必要な事情聴取等の事実調査をきちんとした上で、どちらかといえば、こちら側の言い分が正しそうだ、そういったレベルでの事実認定でもよろしいのかなというふうに考えています。

実際の調停事件でも、弁護士が代理人となっている事件の場合、そもそも証拠が少なくという事案も多く、立証がなかなか容易ではないという背景があって、あえて調停手続を選択されたということを明言される代理人も結構いらっしゃるんですね。逆に言えば、そういう事案であれば、むしろ調停を利用しての譲歩の余地があるように思われますので、代理人も訴訟のような厳格な事実認定までは望んでいないというところもあるのではないかなと感じています。

（6）解決案の作成とその提示

飯田：調停委員会として解決案を最終的に作成して、それを提示するステップがあると思うんですけども、そういったステップというのはどのように行われているのでしょうか。かつて、よく言われたように、足して2で割るような解決案が提示されるということは今でもあるのでしょうか。

小石：少なくとも私が経験している中では、足して2で割るというような調停案を出すということは皆無と言ってもいいのではないかと思います。

確かに10年ぐらい前までの調停ですと、足して2

で割って丸く収める、というのを主眼にしていたということでは悪いとは思いませんが、現在はやはりある程度、争点の整理、事実の認定ということを前提に立証責任なども踏まえた上で、調停案を評議しておりますので、双方に具体的に理由を付けて説明ができるような解決案、調停案を示すようにはさせていただいていると思っております。

丸山：足して2で割る、結果としてそういうようなケースがあるように見えるかもしれませんが、それは昔のようなやり方ではなくて、十分評議を経た結果だというように理解しています。

(7) 調停条項の作成、作成上の注意点について

飯田：合意するということになると、調停条項を作成することになりますが、調停条項は実際にはどのように作成されているのでしょうか。

代理人としては調停条項の作成を調停委員会にお任せしてよろしいのか、それとも、代理人としても積極的に調停条項案の作成に関与していくべきなのでしょう。

丸山：紛争が解決に至る場合、当然のことながら調停条項を作成することになります。そして書記官が立ち会って、いわゆる公証官としての責任において調停調書を作成するという手続を踏むわけですが、調停条項は基本的には調停委員会が当事者のそれぞれ意向を確認しながら作っていくということになりますので、特に代理人の弁護士さんが条項案はすべて裁判所任せというのは、いかがなものかなというふうに考えております。

調停委員会でも事案の内容に応じて、代理人の方がどういう表現ぶりを希望されているのかというようなことで、調停条項案の作成をお願いすることも事案によってはあるのではないかと思います。

調停条項では、給付条項と確認条項のきちんとした区別を行うということが非常に重要になってまいります。給付条項の場合、裁判所ではその条項が、強制執行が可能であるかどうかというところは非常に注

意して文言を作成しています。

大嶋：書記官の立場から言いますと、単純な条項でしたらすぐ分かるんですけども、明渡しだとか、かなり細かい点を条項に盛り込むようなケースだと、いきなりこれをお願いしますと言われても、今ありましたように給付条項でいいのかどうかというようなチェックがどうしても必要になってきます。

よく当事者がこれでいいと言っているから、これをお願いしますと言われるんですけども、よくよく見ると、ちょっとこの表現では執行ができないんじゃないかと、そういうことがまったくないわけではないので、できれば事前に案として裁判所にファックスでもいただければ、それを書記官の目から見て、裁判官と相談して、この条項でいいのかどうかを検討することができるので、それはお願いしたいと思います。

近藤：調停条項で我々が気になるのは、税金の関係ですね。例えば金銭をいくらいくら支払うという場合に、その名目を損害賠償金にするのか、あるいは解決金にするのか、和解金にするのか、いろいろな名目があるわけですけども、損害賠償金ということであれば、恐らく税務当局はそこには課税はしないはずですね。ところが、和解金あるいは解決金ということにすれば、それは一時所得ということで課税することもあるわけですね。そういったことも踏まえて、我々はこの名目でいいですかということで最終確認をして、両代理人の意向も踏まえて条項を作っているわけなんです。そういうところにも目配りをしていたきたいと思います。

小石：あとは登記の関係ですね。法務局に事前にお伺いを立てていただけると非常に助かると思います。

大嶋：そうですね。やはり調書ができて送った後に、これでは執行ができないと言われると、せっかく調停が成立したのに何もならないことになりますので、書記官の方でもちょっと一般的でないようなものについては、これで登記ができるかどうか事前に法務局に問い合わせ確認してくださいというふうをお願いしているところです。

(8) 利害関係人の参加(民調法11条)について

飯田：調停手続に利害関係人が参加したり、あるいは調停成立の段階で利害関係人を参加させて調停を成立させるという場合があると思いますけれども、この利害関係人の参加に関しては、どのような場合があるのでしょうか。

小石：基本的には連帯保証人が当事者になっていない場合に利害関係人として参加させて、一回的な解決を図ったり、あとは交通事故のケースで、運転者のほかに会社など使用者も入れて利害関係人として紛争を終局的に解決させるといったような場合などが一般的かと思います。

大嶋：あと、抵当権に関して物上保証人が利害関係人として入ることもありますね。

利害関係人として参加する場合には、利害関係人の参加申出書と収入印紙500円分が必要になります。

小石：同じ代理人が、当事者と利害関係人の両方の代理人になるというのは難しいと考えた方がいいですかね。

大嶋：それは利益相反になるか、ならないかで決めるということになります。

(9) 調停の不成立について

飯田：調停の不成立については、どのように判断されているのでしょうか。

また、調停不成立の場合に関して何か注意すべき点等はございますでしょうか。あと、調停の不成立と調停申立ての取下げは、どういった違いがあるのでしょうか。

大嶋：合意の成立が困難なときは調停が不成立となりますが、その場合は不成立後、2週間以内に訴訟提起をしますと、調停申立てのときに、その訴えの提起があったものとみなされます(民調法19条)。また、調停申立時に支払った手数料は訴え提起手数料の算定に際して、これを納めたものとみなされます(民事訴訟費用等に関する法律5条)。

そのため、いつ不成立になったのか、納めてある

手数料はいくらになるかということの証明が必要になってきます。これを不成立証明と言って、申請をして取得することになります。いつ不成立になったかと、納めた印紙はいくらかという2つの証明事項がありますので、収入印紙が300円分必要となります。

これは墨田庁舎の事情ですけれども、当日、証明書を受け取りたい場合には、庁舎内に印紙を売っているところがないものですから、錦糸町の駅前の郵便局まで行ってくださいと、いつも申し訳ありませんと言いいながらお願いしています。そういう可能性があるような場合には、予め300円分の印紙をお持ちいただけると便利かなと思います。

訴訟提起を予定する場合には、以上のことから調停の不成立にすることが多いと思います。訴訟提起を予定しない場合で、しかも相手方に与える印象をよくしたいということで、申立てを取り下げるという場合もあります。なお、第1回期日の終了までに取り下げた場合は、申立てによって手数料の半額が戻ることとなります(民事訴訟費用等に関する法律9条3項2号)。

近藤：調停成立が難しくなったときに我々は、では、不成立か、あるいは取下げかというようなところで時々悩むんですけども、代理人の方は、あまりその区別がついていないのか、どちらでもいいですよなんていうことをおっしゃるときがあります。ただ、後に訴訟提起が予想されるようなときは、印紙の軽減がありますので、なるべくそういうメリットが失われないように、不成立の扱いにするというようなことを私自身は心掛けていました。

けれども、中にはどうしても不成立ではなくて取下げで終わらせたい、紛争としてはこれでもう終わりにしたいというようなことを言われる場合もありますので、そういう場合は例外的に取下げというような形で終わらせています。17条決定が出た場合以外調停の取下げについては特に相手方の同意はいりません(民調法19条の2)ので、そういう事情があれば、取下げという形で処理をしています。

(10) 17条決定について

飯田：最後に、民調法17条は、調停委員会は調停が成立する見込みがない場合で、相当と認める場合は調停に代わる決定、いわゆる17条決定をすることができると規定しています。

近時、17条決定の運用の実情が以前とは大きく変わってきているというふうにお聞きしていますが、実際にはどういった状況なのでしょう。

丸山：17条決定の運用について、従前はかなり少なかったということはあったように思います。現在ではできるだけ、17条決定を活用していこうという方向性に変ってきています。それは、調停の機能強化が叫ばれる以前は、調停委員会の判断機関としての意味合いを持つ側面があまり重視されていなかったからかなと考えております。

現在では調停の機能強化を図るという観点から調停運営を行っていますので、必然的に調停が行き詰まった場合、最終的に裁判所の判断を17条決定で出そうということになってくるのだと思います。そして、それがほとんど確定するという現状からすると、当事者にも好意的に受け入れられているのではないかなと思われま。

また、17条決定を出すと、当事者にもう一度考える機会を与えることにもなりますので、この観点から17条決定を活用していこうという裁判官も増えてきているように思います。

実は私も積極的に17条決定を活用していこうという裁判官の1人です。例えばごくわずかな金額で対立しているような事件で、代理人同士から裁判所から17条決定を出してもらえば、本人を説得できるというような場合は、ほとんどの場合、17条決定を出して、そのまま確定するということが多いように思います。

その一方、相手方が調停の場での話し合いを拒否している場合、話し合いを行っても双方の主張する金額に非常に大きな乖離がある場合、それと裁判所が17条決定を検討していると申し上げて代理人が必ず

異議を出しますというように宣言されている場合は、調停委員会として、17条決定はちょっと出しづらいなのというのが実情だと思います。

それと、これはまったく個人的な見解なんですけれども、調停期日の回数を重ねれば重ねるほど、紛争解決に向けての調停委員会の責任というのは重くなっていくのではないかと私自身は考えております。多くの関係者が多くの時間と労力をかけて、真剣に調停事件と向き合っ、何とか解決案を策定した上で、説得、調整を行うわけなんですけれども、それでも合意に至らないというケースでは、当事者はそもそも解決を望んでいるわけですから、それに向けて、17条決定を出せる事案では、できるだけ17条決定を出すというのが調停委員会としての責務ではないかなと考えております。

小石：おっしゃる通りで、ただ単に応じられません、じゃあ、調停不成立ですというのは非常に簡単なんですけれども、調停制度の機能強化というところで、調停委員会としては責任ある判断をしなくてはいけなくなるんですが、17条決定は、非常に大きな役割を果たしていると実感しております。

また、丸山さんがおっしゃるように、もう一步のところであって、恐らくは双方代理人も落としどころを把握していると思われるような事案では、1歩進めて、これでも本当に訴訟に踏み切るんですかというような再考の機会があることで、紛争の解決に資するというのは経験上も実感しているところではあります。

丸山：実際、異議を出すと言っている代理人の事件でも、結果として異議が出ないということも結構あるんですよ。

小石：立証の観点であるとか、訴訟費用、その他、依頼者との関係を踏まえても、早期解決のメリットというのは代え難いものがあるというのは間違いなことだと思いますので、そこに裁判所としても積極的に紛争解決の提示ができるというのは非常に興味深いことかなと思っています。

7 最後に

飯田：最後に、座談会のテーマが「民事調停のすすめ」ということですので、今後、民事調停をもっと積極的かつ有効に利用していただけるように、皆さんから一言ずつお願いします。

近藤：私は冒頭申し上げましたように、武蔵野簡裁で初めて民事調停を経験しました。それまでは民事調停というと和解の延長ぐらいにしか思っていなかったんですが、実際に自分が担当してみて、本当にこれはいい制度だと思いました。

建物のリフォームの事件、物損の交通事件、あるいは土地の価格が絡む不動産の事件、そういった事件に一級建築士さんとか、あるいはアジャスター出身の調停委員の方とか、不動産鑑定士、こういった専門家調停委員に入ってもらって調停を進めると、単なる話し合いという要素のほかに、専門家の意見が直に聞けるわけなんですね。そうすると、争点整理の段階から専門家の方の意見を踏まえた争点整理ができて、しかも事実の認定も非常に的確に行われる。そうすると、例えば通常の民事訴訟であれば弁論準備で2～3か月から半年ぐらいかかるものが、調停ですと2～3回で合意に至るということが結構あります。

民事調停というのはこういう専門家の方を入れることによって、本当にうまく解決していくんだということをまざまざと思い知りました。

それともう1点、調停が不成立になった場合でも、当事者の方が、相手方の意向がよく分かりましたとか、あるいは調停委員の方に本当によく事情を聞いてもらって、自分の今後のことがよく分かりましたとか言うてくれたりして、不成立になっても喜んでもらえることが何回かありました。そうした点でも調停というのはいいものだなと本当に感じ入った次第です。

丸山：ごく最近、私と一緒にの部屋にいる裁判官が経験したことで、その裁判官が裁判官冥利に尽きると言っていたお話があったので、ちょっとだけご紹介させ

ていただきます。

事案としては、子ども同士がちょっとしたけんかをして、申立人親権者の子どもさんが転倒して前歯が折れてしまった。それで相手方らに損害賠償を求めて監督義務者の責任を追及した事件でした。相手方には代理人弁護士が就いていたということなんですけれども、この事件には歯科医師の調停委員が選任されていまして、けがの程度、状況について専門的見地からの説明が行われた上で、調停委員会が双方の過失割合を認定して、調停案の提示を行った結果、双方が納得して調停に至ったという事案です。

申立人親権者の方は代理人弁護士が就いておらず、初めて裁判所に来て調停を利用したということなんですけれども、まったく素人の申立てに対して、専門家集団の調停委員会が非常に丁寧に対応していただいたということで本当に感謝してお礼を述べられた上で、調停がこんなに素晴らしい制度であると思わなかったという感想を述べられてお帰りになったということです。それで、その担当の裁判官が非常に感激をしたと、こういった事案がありました。

このように民事調停というのは、利用者が使いやすい制度でなければならないということは言うまでもないと思いますけれども、非常に歴史の長いこの制度が今後更に発展していくためには制度を支える裁判所や弁護士会の皆さん方が紛争解決に向けて本当に熱意を持って取り組んでいくことが必要ではないかと考えております。民事調停制度が今後更に発展していくことを一裁判官として期待しておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたしますと思います。

大嶋：私は長い間、民事や家事の書記官をしておりましたけれども、調停というのは家事調停の経験はあっても、民事調停は今回墨田庁舎に来て初めての経験でした。

その前の任地が東京地裁の民事部で、合議事件を担当する裁判官に付いていました。合議事件ですので、かなり高額な事件や複雑な事件がありましたが、



民事調停の申立書を見ますと、まさにそういった事件が、隣人同士の本人の申立て事件に混じってたくさん入っていました。それにまず驚きました。

そして、その後に調停が進んでいって、難しい事件で何回も何回も期日を重ねることはあっても、最終的に成立をしていく。もちろん不成立のことも多いんですが、それを見て感じたことは、まずこの事件は訴訟になったら合議部に回されて3人の裁判官が争点整理を何回か重ねて、そして集中証拠調べをやって、部長が中心になって和解を始めて、それでも駄目だとなったら、左陪席がうんうんうなって、判決を書いて、何十頁もの判決を書記官がチェックして、そして判決が出たとしても、また控訴になる。控訴記録を整理して高裁に上げて、また高裁でも何らかの手続きが進み、それでも納得できなければ最高裁と。

そういった事案を今まで見てきたものですから、調停という制度で専門家の委員を含めて、皆さんがすごく熱心に評議されているのを見て、そういう形で納得して成立するということが本当に訴訟経済上、裁判所もそうですし、当事者にとっても有益だということをととても実感しました。

そして、債務名義ができますと、判決の場合には執行文の付与の申請がほとんどの場合に来るんですが、民事調停では執行文を出すということがほとんどありません。やはり当事者が納得して解決して、最後までいくんだということがよく分かりました。

特に東京の調停委員会は専門家も多いですし、弁護士の調停委員さんもととても熱心にされています。そういった制度を利用して円満に解決できる事件が多くなるといいなと思っています。

小石：弁護士の立場から申し上げますと、先ほど一番最初に調停事件にふさわしい事件というところでも申し上げたメリットというのがありますし、今、大嶋さんのおっしゃったような強制力を伴わない中での納得した真の解決というところでも、調停というのはもう少し脚光を浴びてもいいのかなと思っています。

また、弁護士の業務的に言いますと、負担の面では主張立証の観点からしても、それほど負担になるものではなく、訴訟でも和解解決の可能性があるような案件であれば、1度民事調停にトライしてみても有用ではないかと思っています。

田丸：今まで建築士の立場から民事調停をやってきたわけですが、主観的な内容、例えば騒音、振動、あるいは臭気など、特に受忍限度の範囲はあまり調停には馴染まない面もあると考えてきました。その理由は、調停委員会では例えばそうしたものを把握するための工学機器などの持ち合わせがないわけですね。そうすると、双方の意見を聞いて、自分の、あるいは調停委員会の3人の受忍限度がどの程度合うかというような形をやらざるを得なくなるわけです。そして、最終的に双方の合意を求めるといような形で持っていくんですけども、そうしたものについては逆に物理的な工学数値をもって調停をすすめるということが必要となってきたという面もあるかと思われます。

ただ、できる限りその前の段階で話がまとまるように調停を進め、あるいは我々がそういう方向に持っていけるような調停をしたいなと思っている次第です。

飯田：本日は長時間にわたり、率直かつ有意義なお話をたくさんお聞かせくださり有り難うございました。

今日、皆さんから伺ったお話からも明らかな通り、民事調停は紛争解決の手段として、交渉ですとか訴訟とはまったく違った独自の長所、メリットがあるんじゃないかと思っています。そういう交渉や訴訟にはない長所を持った民事調停という手続を活用するということは、弁護士として紛争解決するためのスキル、引き出しを増やすということにつながると思います。

せっかく東京簡裁という非常に充実した裁判所があるわけなので、民事調停という手続を積極的に活用していただければと思います。

(構成：西川 達也)